平成27年4月5日

上中二区町内会規約の改定

　標記について下記の通り規約の一部を改定します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 改定前 | 改定後 |
| （区域）  **第３条**　　この会の区域は､次の通り定めます。  広島市安佐北区  可部３丁目３７番の全域  可部４丁目１番から８番までの全域  可部５丁目９番７号及び８号  　　　　　　　１１番２０号から２５号まで  　　　　　　　１２番から２１番までの全域  　　　　　　　　　　　　　（１７番２０番を除く） | （区域）  **第３条**　　この会の区域は､次の通り定めます。  広島市安佐北区  可部３丁目３７番の全域  ３８番１及び３と３５号から４３号まで  可部４丁目１番から８番までの全域  可部５丁目９番７号及び８号  １１番２０号から２５号まで  　　　　　　　１２番から２１番までの全域  　　　　　　　（１７番２０番を除く） |
| （役員）  **第９条**　　この会には次の役員を置きます。   1. 会長 １名 2. **副会長 １名** 3. 書記 １名 4. 会計 １名 5. 専門部長 ６名 6. 監事 ２名 7. 組長 若干名 8. 相談役 若干 | （役員）  **第９条**　　この会には次の役員を置きます。   1. 会長 １名 2. **副会長 2名** 3. 書記 １名 4. 会計 １名 5. 専門部長 ６名 6. 監事 ２名 7. 組長 若干名 8. 相談役 若干名 |